

《令和 5 年度 児童発達支援事業 事業方針》

① 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

- (1) 全ての利用児の開始を親子療育からとし、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。
- (2) 日頃の療育の様子・報告を、療育終了後に迎えの保護者に直接伝える。送迎を利用されている保護者にも、直接伝えられる機会がこまめに確保できるよう働きかけていく。また文に写真を添えた連絡ノートによって分かりやすく伝える。
- (3) また半年に 1 回個別面談を持ち、子どもの成長や課題について共有する。

② 関係機関との連携

- (1) 並行通園先（幼稚園・保育所）・医療機関との連携、また、理学療法・作業療法・言語療法等の訓練の場に職員が同席し、訪問や同席する機会が設けられない場合においても、電話等による情報収集などの機会を増やし、有効な関係性を構築する。
- (2) 関係機関との連携で得た情報をもとに、支援目標が適正であるか、提供している活動内容が適切であるかを意識したサービス提供を行う。
- (3) 就学後も途切れなく支援が必要と思われる子ども及び家庭においては、関係機関との連携を密に行い状況を共有すると共に、必要に応じて相談機関につなげる。

③ 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制作り

- (1) 保護者や関係機関からのニーズを把握、見極めると共に迅速・適切に対応できるよう、外部研修の受講や職場内伝達、ビデオによる療育の振り返り、事例検討等の内部研修を上半期少なくとも月 2 回確保し、職員の資質向上、育成に努める。
- (2) 発達支援、保護者支援、子どもが利用している各機関への支援や協力ができる幅の広い職員体制の構築を目指す。
- (3) 感染症や災害時における事業運営としての判断基準や対応基準を整理し、マニュアルの見直しを行う。

④ 地域に根ざした事業所づくり

- (1) つくし園の活動の様子については、『つくし園だより』にて保護者や関係機関、川辺地域に周知する。
- (2) 散歩や課外活動によって住民交流を図る機会を持ち、川辺地域と身近な関係性の構築を目指す。支援の必要な子どもへの理解を働きかけていくと共に、子ども達が培うべき社会的ルールや立ち振る舞いを学ぶ機会を持つ。